

日時・場所	平成28年12月12日（月） 15時～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、大藤政策調整部政策監、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 土曜日にピワマスフォーラムが開催された。ピワマスが産卵のため、家棟川、童子川、中の池川に遡上しているということで、昨年、市民が中心となって協議会を自発的に立ち上げられ、市、県、専門家も協力した中で、河川の整備や生息環境、繁殖環境を整えてこられた。市では今年、魚道の設置事業に対し支援した。これら様々なプロジェクトの途中経過や成果の発表があり、非常にたくさんの方が参加された。以前より多くのピワマスが遡上しているとのことであり、皆が希望を持って一層の取組をしていこうというフォーラムとなった。これは素晴らしいことであり、誰か一人だけが引っ張っていくとか、行政が委託するとかではなく、自発的な活動が様々な広がりをもって良い方向に進んでいる。普段から、様々な分野に広がっていくような取組の推進に心掛けること。
- 総務常任委員会の段階ではあるが、病院設置条例案が賛成2、反対4で否決された。22日の本会議において委員長報告に基づいてどのような採決をされるか分からないが、これは大変重要な議案である。現在予算が認められ、基本設計を進めているが、病院事業を本格的に立ち上げ、次の実施設計以降、起債による建設、職員採用等、基本的な枠組みの根幹になる条例案である。これが成立しないと病院事業は進まないし、遅れるとなっても深刻である。22日の議会での採決が万が一否決であれば、通常の判断であれば病院事業を止めないといけないという解釈も成り立つが、どう対応するかは具体的にシミュレーションをしておかなければならない。現時点では、予算が認められ事業は進展しており、先の選挙で私は病院整備は必要だと主張して当選しているので、単純に条例案の否決をもって病院整備を止めることにはならないと考えている。また、新病院が整備される前提で現野洲病院の職員の士気が高まって経営状況が改善したり、滋賀医大との関係が維持されたりしているので、中止になったり、厳しくなったりすると、たちまち本市における中核的医療機関の確保に影響する。さらに、信頼性の問題もあり、議案が可決されたり否決されたりする安定感のないまちと受け止められるおそれもある。現時点では万が一一条例案が否決されても再提案をするなど、前向きな対応をする方針である。今後具体的な対応策は検討するが、そういう微妙な状況にある、あるいは深刻な状況と情勢であることを共有化しておく。
- 前回の部長会議で、制度や法律だけに頼ってはいけないと指示したが、それは、まずは制度や法律を押さえることが前提にある。しかし、そのように対応していない事例も最近見られる。制度や法律がある限りはまずはそれらに基づいて事務を進めること。

2. 報告事項

① 仕事納め式・仕事始め式について

〔所管： 総務部〕

12月28日に管理職を対象として仕事納め式を行う。また平成29年1月4日に全職員を対象に仕事始め式を開催するので、業務に支障のない範囲で出席願う。

② 平成28年中の所得に係る確定申告相談日程について

〔所管： 総務部〕

市県民税申告及び所得税確定申告の申告相談を2月16日（木）～3月15日（水）の間実施する。今年から草津税務署における日曜日の申告相談が開設されず、照会及び確認ができないことから、市においても日曜日の申告相談は行わないこととする。

③ 野洲市公共施設等総合管理計画（案）に係るパブリックコメント及び説明会の実施について

〔所管： 総務部〕

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の最適な配置を実現するための基本方針をまとめた野洲市公共施設等総合管理計画（案）を策定した。計画期間は平成29年度から平成68年度の40年間である。本計画（案）に係るパブリックコメントを平成29年1月4日（水）～1月27日（金）の間で実施する。説明会については、1月15日（日）14時～市民活動支援センター（野洲図書館内）で行う予算編成市民懇談会の中で実施する。

- 本計画の趣旨を補足するため、本編に記載している「本計画は公共施設等の全体状況を把握し、長期的視点による公共施設等の最適な配置を計画的に行うことを要請する総務省の指針に基づくものであるため、本計画内で算出している更新費用等の推計は必ずしも財政破綻を示唆する内容のものではありません。」を概要版にも記載してはどうか。
 - その方向で対応する。
- 本計画に位置付けがある公共施設を除却する際に、除却に係る地方債が発行できるということか。
 - その通りである。除却に係る地方債を発行するためには、本計画の策定が必須である。
- 本計画の見直しに関する詳細（施設追加の可否、手続き全般等）を確認しておくこと。

④ 平成28年度野洲・湖南・竜王総合調整協議会広域交通ネットワーク要望について

〔所管： 政策調整部〕

- 11月28日（月）に野洲・湖南・竜王の2市1町で、県に対し、新たな道路網の整備や地域の交通状況の変化に対応した滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しと取組の推進についての広域交通ネットワーク要望を実施したので、12月度全員協議会に報告する。
- 菩提寺PAスマートICについては、国道8号バイパス整備が具体的に進んでいるので、改めてあり方を検証する必要がある。併せて、竜王IC付近の渋滞緩和（ICの機能拡充、国道477号の改良）についても精査する必要がある。

⑤ 野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）使用料金の改定について

〔所管： 教育委員会〕

- 野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）使用料金について、平成29年4月利用分から改定後の料金が適用されることとなった。10%程度の使用料金増となる。利用者へは、守山市及び本市の2月1日号の広報紙、受付窓口での掲示により周知する。
- 本施設の使用料金の改定については、守山市議会で議決されたものであるという背景についても全員協議会で説明すること。

⑥ 野洲市三方よし人材バンク臨時就職相談会の実績について

〔所管： 環境経済部〕

- 野洲市三方よし人材バンク臨時就職相談会を実施したので報告する。11月20日（日）のアルプラザ野洲店における相談会では就職相談者数7人のうち5人、同月27日（日）のザ・ビッグエクストラ野洲店においては就職相談者数10人のうち8人が登録された。なお、11月末日現在のマッチング実績については、実求人者数35人に対し14人が採用に至っている。

⑦ 野洲市の開発行為に関する今後の対応について

〔所管： 都市建設部〕

- 本市では、都市計画法に基づく開発行為や同法上開発行為に該当しない事案（開発面積1,000㎡未満等）についても、市独自で開発行為等に関する指導要綱を定め、これに基づき開発指導を行い、市民や事業者の協力を得ながら、良好な住環境の確保と調和のとれた土地利用及び秩序ある都市の形成に努めてきた。

要綱の制定後、事前審査制度や区画面積等のまちづくりの根幹となる基準が遵守されることにより指導要綱の成果は一定認められる。一方で、開発指導は行政指導の範疇で法的拘束力がないことから、指導要綱に基づく手続状況は、平成20年度以後検査済証交付まで完了（完結）しない事案が平均で3割強となっている。

このようなことから、今後、過去の未完了案件について再度指導するとともに、秩序あるまちづくりを進めるため指導要綱の条例化を視野に入れた検討を進める。

- 県内で指導要綱を条例化している自治体はあるのか。
 - 大津市、近江八幡市、甲賀市等が条例化されている。
- 透明化を図るために、主な指導項目を明記しておくこと。

⑧ 工事請負契約の変更について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）

〔所管： 都市建設部〕

- 平成27年11月5日に議決を得た野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事の請負契約について、インフレライドへの対応及び施工方法の変更等により契約金額を変更する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。今議会の最終日（22日）に、追加議案として提出する。

⑨ 野洲市立地適正化計画（素案）に関するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

〔所管： 都市建設部〕

野洲市立地適正化計画（素案）に係るパブリックコメントを12月26日（月）～平成29年1月20日（金）の間で実施する。説明会については、平成29年1月7日（土）14時～コミュニティセンターやす2階研修室で実施する。

⑩ 地方公会計制度による平成27年度決算状況について

〔所管： 政策調整部〕

地方公会計制度による財務書類4表を作成したので報告する。「有形固定資産の行政目的割合」では、野洲駅周辺都市基盤整備事業や雨水幹線の整備などの「生活インフラ・国土保全」が最も高い割合を占め、昨年に引き続き、教育も高い割合を占めている。また、プライマリー・バランスは約10億8千万円の赤字となった。これは施設整備を積極的に行ったことによる公共資産整備支出が一時的に増加したことによるものである。一方、「地方債の償還可能年数」は前年度からマイナス3.5ポイントの7.7年となっており、これは法人市民税等の地方税の増加等により経常収支が改善したことによるものである。

⑪ 第95回全国高等学校サッカー選手権大会出場選手壮行会の開催について

〔所管： 教育委員会〕

第95回全国高等学校サッカー選手権大会に野洲高校が出場するにあたり、12月20日（火）16時～野洲文化小劇場にて出場選手壮行会を開催する。

⑫ 全員協議会への提出事項について

〔所管： 総務部〕

報告事項13件、会議結果報告事項1件、連絡事項5件を12月度全員協議会へ報告する。追加修正等がある場合は報告願う。

3. 協議事項

① 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管： 総務部〕

仕事と育児・介護の両立を支援していくため、人事院勧告等を踏まえた国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正（育児休業等の対象となる子の範囲に、「特別養子縁組の監護期間中の子」、「養子縁組里親に委託されている子」が加えられ、更に、「その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む」と規定）されたことに伴い、所要の改正を行うもの。施行日は平成29年1月1日。今議会の最終日（22日）に、追加議案として提出する。

② 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管： 総務部〕

仕事と育児・介護の両立を支援していくため、人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかる一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正（職員の申出に基づき、介護休暇を請求できる期間を3回まで分割することを可能とし、通算して6月を超えない範囲内で期間を指定することを可能とする、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得することを可能とする）されたことに伴い、所要の改正を行うもの。施行日は平成29年1月1日。今議会の最終日（22日）に、追加議案として提出する。

4. その他伝達事項

- ・ 11月22日付けで受理した公開質問状「（仮称）野洲市民病院整備事業について」に関し、「市長への手紙」の制度に従って処理し、12月7日に回答文書を質問者宛て送達したので報告する。

5. 次回部長会議

12月19日（月）8時45分～ 庁議室